

京都市身体障害者授産施設条例第2条第1項第1号の事業を定める規則を公布する。

平成23年12月21日

京都市長 門川大作

京都市規則第48号

京都市身体障害者授産施設条例第2条第1項第1号の事業を定める規則

京都市身体障害者授産施設条例第2条第1項第1号に規定する別に定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、京都市洛南障害者授産所にあつては、第2号に掲げるものとする。

- (1) 障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護
- (2) 同法第5条第16項に規定する就労継続支援

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)